

平成20年 6月11日（水曜日）

出席議員（16名）

| | | | | | | |
|-----|-----|-------|--|------|-----|---------|
| 議 長 | 渡 辺 | 旺 君 | | 8 番 | 能 村 | 憲 治 君 |
| 1 番 | 生 田 | 勇 人 君 | | 9 番 | 北 川 | 進 君 |
| 2 番 | 南 | 和 彦 君 | | 10 番 | 清 水 | 文 雄 君 |
| 3 番 | 川 口 | 正 己 君 | | 11 番 | 水 口 | 裕 子 君 |
| 4 番 | 藤 井 | 良 信 君 | | 12 番 | 八 田 | 外 茂 男 君 |
| 5 番 | 恩 道 | 正 博 君 | | 13 番 | 中 川 | 達 君 |
| 6 番 | 北 川 | 悦 子 君 | | 14 番 | 南 | 守 雄 君 |
| 7 番 | 夷 藤 | 満 君 | | 15 番 | 米 田 | 満 君 |

説明のため出席した者

| | | | | | | |
|------------------------|-------|---------|--|--|-----|---------|
| 町 長 | 八 十 出 | 泰 成 君 | | | 大 徳 | 茂 君 |
| 副 町 長 | 菟 | 外 史 男 君 | | | 北 川 | 真 由 美 君 |
| 教 育 長 | 西 尾 | 雄 次 君 | | | 川 口 | 克 則 君 |
| 総 務 部 長 兼まちづくり政策部長 | 高 木 | 和 彦 君 | | | 宮 崎 | 裕 子 君 |
| 町民福祉部長 | 荒 家 | 良 樹 君 | | | 重 原 | 正 君 |
| 都市整備部長 | 橋 本 | 稔 君 | | | 長 丸 | 信 也 君 |
| 消 防 長 | 八 田 | 精 三 君 | | | 転 正 | 步 君 |
| 会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長 | 黒 田 | 邦 彦 君 | | | 長 田 | 学 君 |
| 総 務 部 長 総 務 課 長 | 田 中 | 徹 君 | | | 中 西 | 昭 夫 君 |
| 総 務 部 長 総 務 課 参 事 | 島 田 | 睦 郎 君 | | | 長 丸 | 一 平 君 |
| 総 務 部 長 税 務 課 長 | 北 | 雅 夫 君 | | | 出 川 | 常 俊 君 |
| まちづくり政策部 企画財政課長 | 山 田 | 吉 弘 君 | | | 津 幡 | 博 君 |

職務のため出席した事務局職員

事務局長 向 貴代治 君 事務局書記 東 康 弘 君

議事日程（第1号）

平成20年6月11日 午後2時00分開議

日程第1

会議録署名議員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

諸般の報告について

日程第4

議案第41号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成19年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕

議案第42号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）〕

議案第43号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成19年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第3号）〕

議案第44号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）〕

議案第45号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）〕

議案第46号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）〕

議案第47号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第4号）〕

議案第48号 専決処分の承認を求めることについて

〔内灘町税条例の一部を改正する条例について〕

議案第49号 専決処分の承認を求めることについて

〔内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について〕

議案第50号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成20年度内灘町一般会計補正予算（第1号）〕

議案第51号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成20年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第1号）〕

議案第52号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成20年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）〕

議案第53号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成20年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第1号）〕

議案第54号 平成20年度内灘町一般会計補正予算（第2号）
 議案第55号 平成20年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）
 議案第56号 道の駅内灘サンセットパーク条例について
 議案第57号 内灘町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例について
 議案第58号 内灘町監査委員条例の一部を改正する条例について
 議案第59号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
 議案第60号 内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
 議案第61号 内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について
 議案第62号 内灘町犬ふれあい広場設置条例を廃止する条例について
 議案第63号 石川県市町村職員退職手当組合理約の変更について
 議案第64号 河北郡市斎場施設組合の解散について
 議案第65号 河北郡市斎場施設組合の解散に伴う財産処分について
 議案第66号 河北郡市広域事務組合理約の変更について
 議案第67号 道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定について
 議案第68号 財産の取得について〔内灘中学校管理用備品（その2）〕
 議案第69号 財産の取得について〔内灘中学校管理用備品（その3）〕
 報告第1号 平成19年度内灘町一般会計繰越明許費繰越計算書について
 報告第2号 平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
 報告第3号 平成19年度内灘町水道事業会計予算繰越計算書について
 報告第4号 平成19年度内灘町一般会計事故繰越し繰越計算書について
 報告第5号 内灘町土地開発公社の経営状況について
 報告第6号 財団法人内灘町公共施設等管理公社の経営状況について
 報告第7号 社会福祉法人内灘町福祉会の経営状況について
 報告第8号 社会福祉法人内灘町社会福祉協議会の経営状況について
 提案理由の説明

12番八田外茂男さんを指名いたします。

開会・開議

午後2時00分開会

議長【渡辺旺君】 ただいまの出席議員は16名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより平成20年第2回内灘町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

議長【渡辺旺君】 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、11番水口裕子さん、

会期の決定

議長【渡辺旺君】 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月19日までの9日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から6月19日までの9日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました案のとおりであり

ますので、ご了承願います。

諸般の報告

議長【渡辺旺君】 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、今期定例会に説明のため説明員として出席するよう地方自治法第121条の規定により要求いたしたところ、説明のため出席をしている者の職、氏名は、別紙説明員一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、黒田孝雄都市整備部上下水道課参事より、本日の会議を欠席する届け出がありましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から平成20年2月分、3月分、4月分の例月出納検査結果の報告及び随時監査の結果についての報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

次に、さきの定例会において可決した「非核日本宣言」を求める意見書、「バイオマス推進基本法」（仮称）の制定を求める意見書につきましては、内閣総理大臣及び関係大臣並びに関係方面に提出しておきましたので、ご了承願います。

次に、町長から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成19年度内灘町一般会計繰越明許費繰越計算書について、平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についての提出があり、報告第1号、報告第2号として、また地方公営企業法第26条第3項の規定により、平成19年度内灘町水道事業会計予算繰越計算書についての提出があり、報告第3号として、また地方自治法施行令第150条第3項の規定により、平成19年度内灘町一般会計事故繰越し繰越計算書についての提出があり、報告第4号として、また地方自治法第243条の3第2項の規定により、内灘町土地開発公社、財団法人内灘町公共施設等管理公社、社会福祉法人内灘町福

社会及び社会福祉法人内灘町社会福祉協議会に係る経営状況についての提出があり、報告第5号、報告第6号、報告第7号、報告第8号として議案につづってありますので、ご了承願います。

議案一括上程

議長【渡辺旺君】 日程第4、議案第41号専決処分の承認を求めることについて〔平成19年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕から議案第69号財産の取得について〔内灘中学校管理用備品（その3）〕までの29議案を一括して議題といたします。

なお、本定例会に提出された議案につきましては、お手元に配付してあります議事日程第1号に記載のとおりでありますので、ご了承願います。

提案理由の説明

議長【渡辺旺君】 提出議案に関し、これより町長から提案理由の説明を求めます。八十出泰成町長。

〔町長 八十出泰成君 登壇〕

町長【八十出泰成君】 本日ここに、平成20年第2回町議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましてはご多忙中にもかかわらずご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

本定例会にご審議をお願いいたします議案の概要についてご説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

初めに、東京秋葉原で発生した無差別殺傷事件で7人ものとうい命が奪われ、10人が負傷するという惨事がありました。亡くなられた被害者やご家族の無念さは、いかばかりと心からお悔やみを申し上げますとともに、負傷された方々の一日も早いご回復を祈るものであります。

凶行に走る若者、みずから命を絶つ若者。

なぜ若者が自暴自棄になってしまうのか。職場、家庭、生活に不満があるのか。一見平穩なこの社会のどこかに若者を暴走させる何かがあるとすれば、それを探って、一刻も早く対策を講じなければなりません。若者が希望の持てる社会を築くため、我々すべての大人が、今こそ社会を挙げて取り組まなければならないとの思いを強くするものであります。

さて、一方で、先般ミャンマーを直撃したサイクロン及び中国・四川大地震による被害は極めて甚大で、多くのアジアの人々が被災いたしました。亡くなられた被災者に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

この大災害において、日本から両国へ災害援助隊が派遣されておりますが、一日も早い復興・復旧を望むものであります。

自然災害のすさまじさを目の当たりにしたとき、人の力は余りにも無力であります。しかし、いざというときのための備えをすることによって、その被害を少しでも軽減することができます。町でも、町民一人一人の防災意識の啓発や防災訓練の実施、自主防災組織の育成等によって災害対応力の強化を図っていく必要があります。

また、災害が発生したときに、障害のある方やお年寄りなど災害弱者と言われる方々には、被害を受けやすく、また避難にも手助けを必要とします。今年度中に、地域の皆様のご協力を得て、避難支援計画の策定等「災害時要援護者支援対策」を急ぐ考えであります。地域力を高め、安心して安全に暮らせる災害に強いまちづくりの実現に鋭意努めてまいります。

世界的な異常気象や災害の規模拡大は、地球温暖化が原因と考えられていますが、私たちは、このかけがえのない地球環境を未来に引き継ぐ責務があります。身近なことから、私たちにできることから取り組んでいかねばなりません。

今年度、「内灘！環境チャレンジ」と銘打ち、学校のエコスクール化や常設リサイクルステーションを開設いたしました。先月には、石川工業高等専門学校と教育研究、環境、まちづくり分野で連携し、諸事業に取り組む協定を交わしました。

これを受けて、現在、石川工業高等専門学校と内灘中学校、大根布小学校、ボランティア団体等が協力して、役場庁舎前の池を実験池とした水質浄化実験に取り組んでいます。これは、河北潟の湖水を使い、太陽光発電を利用した水の循環、珪藻土や自然界の微生物の活用による水質浄化の研究であり、金沢医科大学との連携に続く新たな民学官連携事業として、今後の研究成果に大いに期待するものであります。

同時に、金沢市・内灘町行政連絡会においても、両市町の職員がまちづくりのビジョンについて共通認識を持ち、共同で効果的、効率的な行政運営をしていくため、先月、金沢市・内灘町職員との交流・研究チームを立ち上げました。さまざまな研究課題が想定されますが、まず河北潟環境対策と農業政策の交流・研究チームがスタートいたしました。河北潟の水質浄化や親水空間としての活用、干拓地、砂丘地での農産物のブランド化等の研究に取り組みます。

また、今後、金沢港の拡充と6年後の北陸新幹線の開業を控え、県都金沢の北地区が新たに脚光を浴びることになると思われます。私たちはそのことを見据え、行政連絡会を活用し、内灘町と金沢市北地区の魅力づくり、にぎわいづくりに鋭意取り組んでまいります。

河北潟干拓地農業については、さまざまな課題を抱え、今日に至っておりますが、今、食の安全、食料自給率の確保等、食の重要性が見直され、農業そのもののあり方を考える機運が高まっています。

河北潟干拓地の農業者の中でも、干拓地特有の水・土・環境を生かした循環型農業の確

立、地産地消に向けた商品開発に取り組む調査・研究の動きも見られます。

町としましても、この動きをプロジェクト化し、干拓地農業の活性化、有機野菜の一大産地の形成につなげる先駆的な取り組みにできないかと考えています。この取り組みが、酪農の堆肥の有効活用、水・土からの土壌改良による環境保全、地産地消・学校給食への販路拡大、新規農業への参入・雇用拡大等、関係機関を巻き込み、新たな河北潟野菜のブランド化に期待を寄せるものであります。

国の方でも農業と商工業を結びつけた新たな「農工商」という産業興しを進めるといった情報も耳にしており、これを追い風として、ぜひともこのプロジェクトを成功させたいと考えています。

さて、通常国会の混乱と審議のおくれは、国政だけではなく地方政治や国民生活にも大きな影響を及ぼしています。

与野党には、道路政策、保険医療制度などを目先の政争の具とせず、国民の立場に立って社会のあり方を含む幅広い視点から議論し、国民生活と我が国の将来に希望の持てる、責任ある政治の遂行を強く望むものであります。道路特定財源暫定税率については、衆議院での再可決により、4月分だけの影響で約200万円の減収にとどまったと見込んでいますが、今後の道路特定財源の一般財源化の動向に注視してまいります。

地方税法の改正もおくれ4月30日に公布され、同日付、税条例の改正をいたしました。地域間の税源の偏在是正を図る「ふるさと納税制度」もスタートいたしました。この制度は、生まれ育った故郷や応援したい地方自治体に寄附した場合、個人住民税を軽減するものであります。

本町では、自然環境の保全、学習環境づくり、生活環境、基盤づくり、社会福祉の用途にそれぞれ受け入れし、寄附者の思いを大切に、有効に活用していきたいと考えています。

また、町民への周知やインターネットホームページに掲載し、広くふるさと内灘町の応援をアピールしていきたいと考えています。

次に、町の財政状況についてであります。

平成19年度当初予算編成時には、財政調整基金の取り崩し額5億4,258万円を計上し、本町の基金残高が枯渇寸前にまで減少する危機的状況となりましたが、徹底的な内部経費の削減などにより、平成19年度の財政調整基金取り崩し額が1億8,813万円にまで圧縮できました。平成20年度については、下水道特別会計への繰出金の減少などからさらに改善が見込まれますので、1年前の危機的状況からは脱したと考えています。

しかし、今後の扶助費や公債費などの負担増を踏まえ、引き続き財政規律を緩めず、行財政改革を進め、健全財政の確立に取り組む決意であります。議員各位、町民の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

6月に入り、原油価格がさらに高騰し、ガソリンの小売価格も1リットル170円に迫る価格となり、小麦・大豆等の価格高騰を初め食品価格や日用品の高騰が一般消費者の生活を直撃しています。石川県公衆浴場料金も本年4月1日から原油価格の高騰を受け、県内一斉に370円から420円に引き上げされました。

本町では、これまで石川県公衆浴場料金を参考に、福祉センター及びサイクリングターミナルの入館料金を設定しておりましたが、町民福祉の立場から当分の間料金を据え置く考えであります。

本町には、北陸唯一のアマチュア自転車競技場があり、サイクリングロード、サイクリングターミナル施設、サイクルロードレースの開催など「自転車のまち」を標榜してきました。平成3年には本町で石川国体自転車競技が開催され、町を挙げて大会を成功に導いております。同競技場では、内灘高校自転車部を始め、休日にもなると親子連れが自転車

を楽しんだり、能登海浜自転車道の起点があることもあり、自転車に親しむ環境が多く整っております。

ことし第20回の記念大会となるツール・ド・のと400の発着地点が、交通事情もあり白山市から内灘町に変更の話がありました。また、ことしの秋には、第42回の中部8県対抗自転車競技大会道路競技大会が白帆台地区で開催をされます。

自転車は、健康増進や生活習慣病の改善に有効な手段であり、かつ環境にも優しい交通手段として見直されています。再び内灘町が「自転車のまち」として脚光を浴び、町民挙げて健康増進と環境に優しい自転車に親しまれる機会となることを願うものであります。

さて、少子・高齢化の伸展や人口減少時代の中、社会は大きな転換期を迎えています。

ひとり暮らしの高齢者がふえ、子育て世代は孤独な子育てに悲鳴を上げています。行政の財政力が低くなる一方で、住民ニーズがますます多様化しています。疲弊する自治体のその活路を見出す道が「協働のまちづくり」であります。

今、我が国は、団塊世代の大量退職時代を迎えています。団塊の世代はこれまでの日本社会を支え、動かしてきた世代であり、知識や経験、技術を持ち合わせています。この世代が退職後のゆとり時間を地域やふるさとに還元することが、協働のまちづくりの大きなかぎとなっております。現役時代に培った知識や能力を地域活動やボランティア活動で発揮し、そのことが世のため人のためになる。また、それが活動している本人の生きがいとなり、ひいては町を元気にしてくれるのです。心豊かな高齢者社会も夢膨らむ次世代育成支援も、そんな皆さんの力で実現可能なのであります。

町民の皆さんのちょっとずつの力と善意をいただき、よりよいまちをつくっていきたい。それが私の協働のまちづくりの基本的な思い

であります。町民の皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上、所信の一端を申し述べました。

それでは、ただいまから提出議案に対する提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号から議案第47号までの7件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年3月31日専決処分した平成19年度補正予算について議会の承認を求めたものであります。

議案第41号 平成19年度内灘町一般会計補正予算（第7号）につきましては、年度末に確定しました歳入の変更並びに会計全般にわたる各種事務事業の確定等に伴い、不用額を減額いたしました。また、地方債の変更につきましては、宮坂南線道路整備事業及び総合公園整備事業の一般公共事業債充当率のかさ上げによるものであります。

議案第42号 平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましては、使用料等の増額及び事業費の精算並びにこれに伴う地方債の減額補正であります。

議案第43号 平成19年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、使用料の増額及び事業費の減額等の補正であります。

議案第44号 平成19年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、道路築造など工事費の精算による減額補正であります。

議案第45号 平成19年度内灘町新エネルギー事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、事業収入の減額等に伴う所要の補正であります。

議案第46号 平成19年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、保険税の減額及び保険給付費の増額による所要の補正であります。

議案第47号 平成19年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましては、

保険料の増額及び保険給付費等の減額による所要の補正であります。

議案第48号及び議案第49号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年4月30日専決処分した条例の一部改正で、議会の承認を求めたものであります。この条例は、同日、衆議院本会議で関連法案が可決成立したことから、2条例を速やかに施行するため専決処分したものであります。

議案第48号 内灘町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、個人住民税に係る寄附金税制の改正及び所要の改正であります。

議案第49号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、健康保険法及び地方税法等の一部改正並びに後期高齢者医療制度創設に伴う所要の改正であります。

議案第50号から議案第53号までの4件につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成20年5月28日専決処分した平成20年度補正予算について議会の承認を求めたものであります。

議案第50号 平成20年度内灘町一般会計補正予算（第1号）につきましては、平成19年度老人保健特別会計の事業費確定に伴い、老人保健特別会計からの繰入金を増額する補正であります。

議案第51号 平成20年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成19年度内灘町霊園事業特別会計が歳入不足となったため、不足財源を平成20年度予算から繰上充用する補正であります。

議案第52号 平成20年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成19年度内灘町国民健康保険特別会計の事業費確定に伴い歳入不足となったため、平成20年度予算から繰上充用するほか、地方債の増額補正をするものであります。

議案第53号 平成20年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第1号）につきましては、平成19年度内灘町老人保健特別会計の事業費確定に伴い歳入不足となったため、平成20年度予算から繰上充用する所要の補正であります。

議案第54号 平成20年度内灘町一般会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,576万9,000円を追加し、歳入歳出の総額を80億6,576万9,000円とするものであります。

補正の主な内容としましては、総務費関係では、公共施設のアスベスト分析調査費、災害時要援護者支援プランの策定費、コミュニティバスの利便性を高めるためのルート変更費用等であります。

衛生費関係では、妊産婦乳児健康診査に係る県外医療機関での受診費用を償還払いできるように予算の組み替え等であります。

農林水産費関係では、農商工一体化した農業活性化の調査研究を行う元気が出る河北潟干拓地農業委託費用を計上したものであります。

土木費関係では、宝くじコミュニティ助成事業として歩道除雪機2台の購入費、新規に整備した蓮湖渚公園等の公園台帳整備及び公園施設管理費並びに道の駅指定管理者指定に係る予算の組み替え等であります。

教育費関係では、児童生徒の活用力を高めるため、活用力推進モデル校の指定校の実践研究費の助成、町民の方からの寄附により、中学校に絵画及び体育施設に設置するAEDのそれぞれの購入費並びに「ツール・ド・のと400」の運営に対する助成費等であります。

議案第55号 平成20年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度に係る保険給付費等の精算等所要の補正であります。

続きまして、条例その他の議案につきましてご説明いたします。

まず、条例関係のご説明を申し上げます。

議案第56号 道の駅内灘サンセットパーク 条例につきましては、道の駅内灘サンセットパークを公の施設として、設置及び管理運営につき必要な事項を定めるものであります。

議案第57号 内灘町選挙公報発行に関する条例の一部を改正する条例につきましては、法改正等所要の改正であります。

議案第58号 内灘町監査委員条例の一部を改正する条例につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の公布により、健全化判断比率等の資料を決算等の審査に追加するためのものであります。

議案第59号 内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴う所要の改正であります。

議案第60号 内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、戸籍法及び住民基本台帳の一部を改正する法律に伴う所要の改正であります。

議案第61号 内灘町都市公園条例の一部を改正する条例につきましては、新たに整備いたしました蓮湖渚公園の追加等所要の改正であります。

議案第62号 内灘町犬ふれあい広場設置条例を廃止する条例につきましては、内灘町犬ふれあい広場を廃止するためのものであります。

議案第63号 石川県市町村職員退職手当組合規約の変更につきましては、同組合を組織する市町村等の名称変更に伴う改正であります。

議案第64号 河北郡市斎場施設組合の解散について、議案第65号 河北郡市斎場施設組合の解散に伴う財産処分について、議案第66号 河北郡市広域事務組合規約の変更についての以上3件につきましては、平成20年10月より、河北郡市斎場施設組合を河北郡市広域事務組合へ統合するためのものであります。

議案第67号 道の駅内灘サンセットパークの指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定により、同施設について、有限会社USP企画を指定管理者として指定するためのものであります。

議案第68号及び議案第69号 財産の取得につきましては、内灘中学校管理用備品(その2)、(その3)に係る指名競争入札の結果、落札者となった企業とそれぞれ物品購入契約を締結するためのものであります。

次に、報告第1号及び報告第2号につきましては、平成19年度内灘町一般会計及び平成19年度内灘町公共下水道事業特別会計の繰越明許費について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、それぞれ繰越計算書を作成し、報告するものであります。

報告第3号 平成19年度内灘町水道事業会計予算繰越計算書につきましては、地方公営企業法第26条第3項の規定により、繰越計算書を作成し、報告するものであります。

報告第4号 平成19年度内灘町一般会計事故繰越し繰越計算書につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、繰越計算書を作成し、報告するものであります。

報告第5号 内灘町土地開発公社の経営状況について、報告第6号 財団法人内灘町公共施設等管理公社の経営状況について、報告第7号 社会福祉法人内灘町福祉会の経営状況について、報告第8号 社会福祉法人内灘町社会福祉協議会の経営状況について、以上4件につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定より、出資法人の経営状況を説明する書類として、平成19年度におけるそれぞれの事業報告及び決算並びに平成20年度事業計画及び予算を報告するものであります。

以上が、今回提案いたしました議案及び報告につきましてはの提案理由並びにその概要でございます。何とぞ慎重にご審議をいただき、適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。私の説明を終わります。

ありがとうございました。

議長【渡辺旺君】 提案理由の説明は終わりました。

散 会

議長【渡辺旺君】 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、明12日は休会にいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【渡辺旺君】 ご異議なしと認めます。よって、明12日は休会とすることに決定いたしました。

次回の本会議は13日午前10時から開き、提出議案に対する質疑並びに町政に対する一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後 2 時36分散会